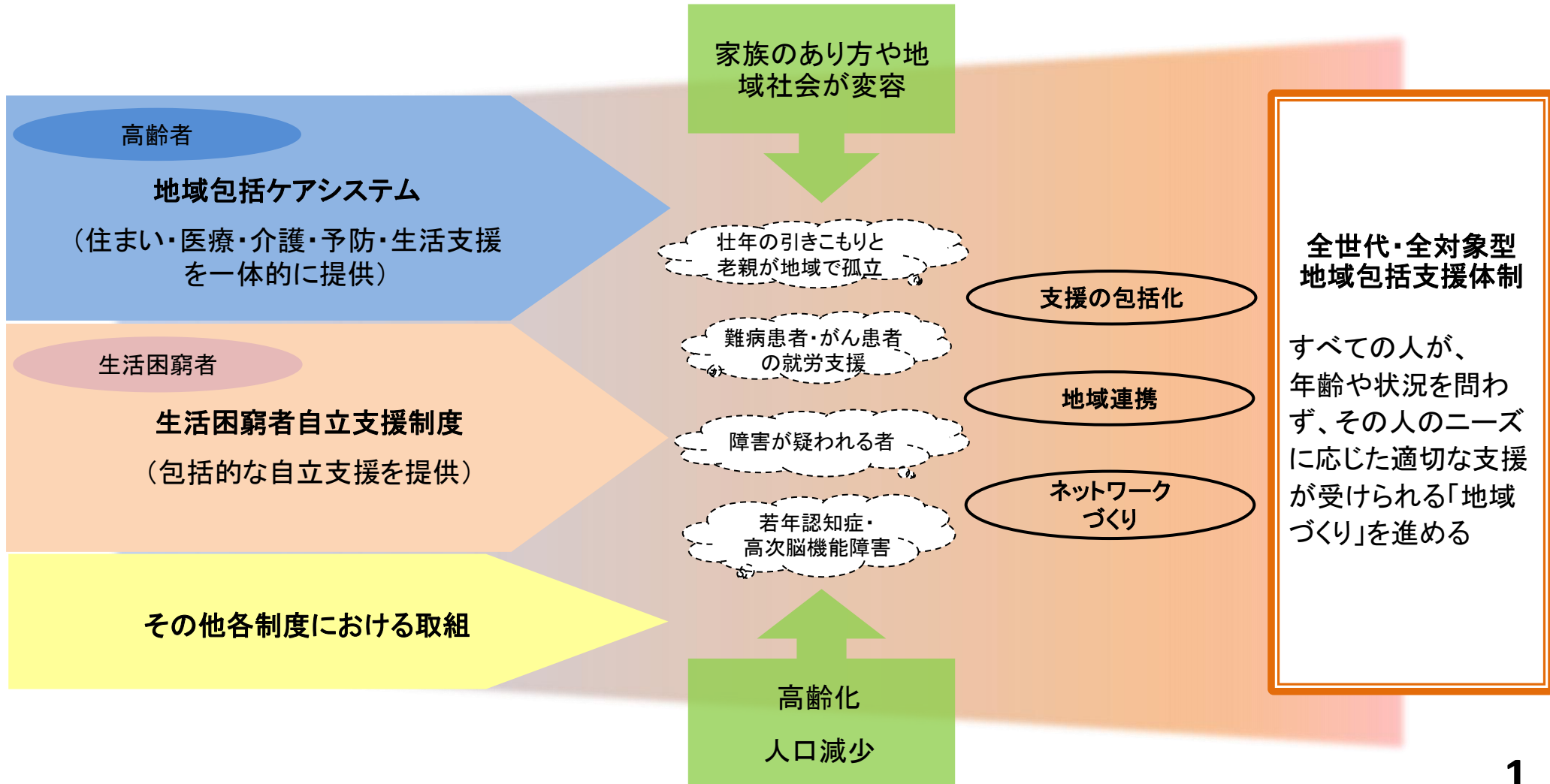


論点2～4について

新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを掘り取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージ

平成28年7月15日
第1回「我が事・丸ごと」
地域共生社会実現本部
資料(一部修正)

小中学校区

ご近所、自治会

A地区



様々な課題を抱える住民
(生活困窮、障害、認知症等)

地域の社会資源
(インフォーマルサービス等)
ボランティア、PTA、老人クラブ、子ども会、NPO 等

地域活動を行う地区社協、福祉委員会等

地域課題の把握

地域活動を行う人材の発掘、育成
→ 生涯現役社会の実現

民生委員・児童委員

**相互連携／生活支援コーディネーター、CSW等による
バックアップ(住民による地域活動の体制強化)**

(平成28年6月2日閣議決定)
ニッポン一億総活躍プラン

地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根差した活動を行うNPOなどが中心となって、**小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり**を支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。

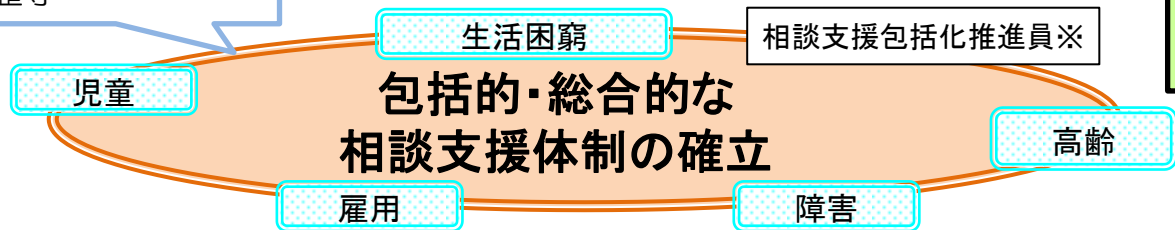
共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。

市町村

福祉のみならず、多機関・多分野に渡る支援機関のネットワーク構築。支援内容の調整等

地域では解決できない課題

※平成28年度モデル事業(多機関の協働による包括的支援体制構築事業)で実施



育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、**世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作り**を進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。

地域力強化をとりまく様々な資源

社会福祉法人 198,237か所(H26)

ボランティア 7,609,487人(H28)

NPO、協同組合、共同募金 等

3

ひきこもり
地域支援
センター
69か所
(64自治体,H28)

自立相談支援機関(生
活困窮者)
1,345か所
(H27)

福祉事務所
1,247か所
(H28)

児童相談所(子育て)
209か所(H28)

ひとり親家庭子育て
相談(子育て) 112か所

子育て世代包括支援
センター(子育て)
720か所(296市町村)(H28)

地域子育て支援
拠点(子育て)
6,818か所(H27)

利用者支援事業
930か所(H27)
※一部子育て世代包括支援セ
ンターと重複あり

基幹相談支援
センター(障害)
429市町村(H27)

相談支援事業所
(障害)
7,927か所(H27)

生活支援コーデイネーター(高齢)
第1層
第2層

地域包括支援センター(高齢)
4,685か所(H27) プラナチ等を含め7,268か所

難病相談
支援センター
47か所

がん相談支援センター
がん診療連携拠点病院等数: 427施設

保健所 480か所 市町村保健
センター 2466施設
(H28)

市町村社協
1,721か所(H28)

地区社協
656か所(H24)

地域運営組織
1,600超(H27)

民生・
児童委員
232,112人(H28)

自治会
298,700か所
(H27)

小地域

中地域(小・中学校区)

広域(市町村)

都道府県

論点2~4の議論のための全体像イメージ

別紙

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり



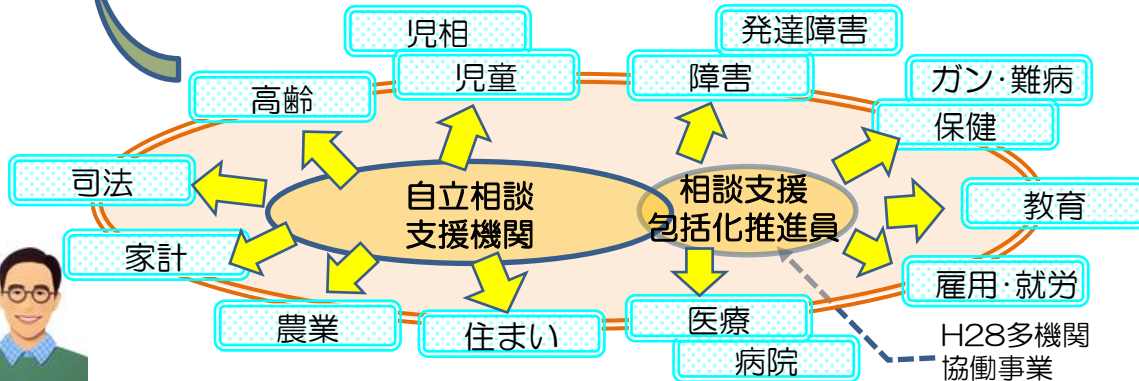
住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する

- 複合課題の丸ごと
- 世帯の丸ごと
- とりあえずの丸ごと

明らかにになったニーズに、寄り添いつつ、つなぐバックアップ

市町村における総合的な相談支援体制作り

自治体によっては一体的



市町村

住民に身近な圏域

市町村域

【論点2】なぜ「小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」が必要なのか。

- 対象に関わらない家庭全体の課題は、住民に近い地域であるから発見できるのではない。
- 居場所や役割を持つ場所は、地域の中で、住民や様々な資源と協働してこそ作っていきけるものではない。
- 個人の課題を「他人事」とせず、「我が事」として受け止める機運を醸成するためには、子どものころからの福祉教育や住民が社会福祉を学ぶ機会を作ったり、住民も一緒になって課題解決を図るプロセスが必要ではない。
- 孤独や孤立の解消は地域との関わりを持つ事で実現されるのではない。
- 災害時にも地域の支え合いは不可欠なのではない。

【論点3】「目指すべき地域」のために、地域においてどのような機能が必要か。

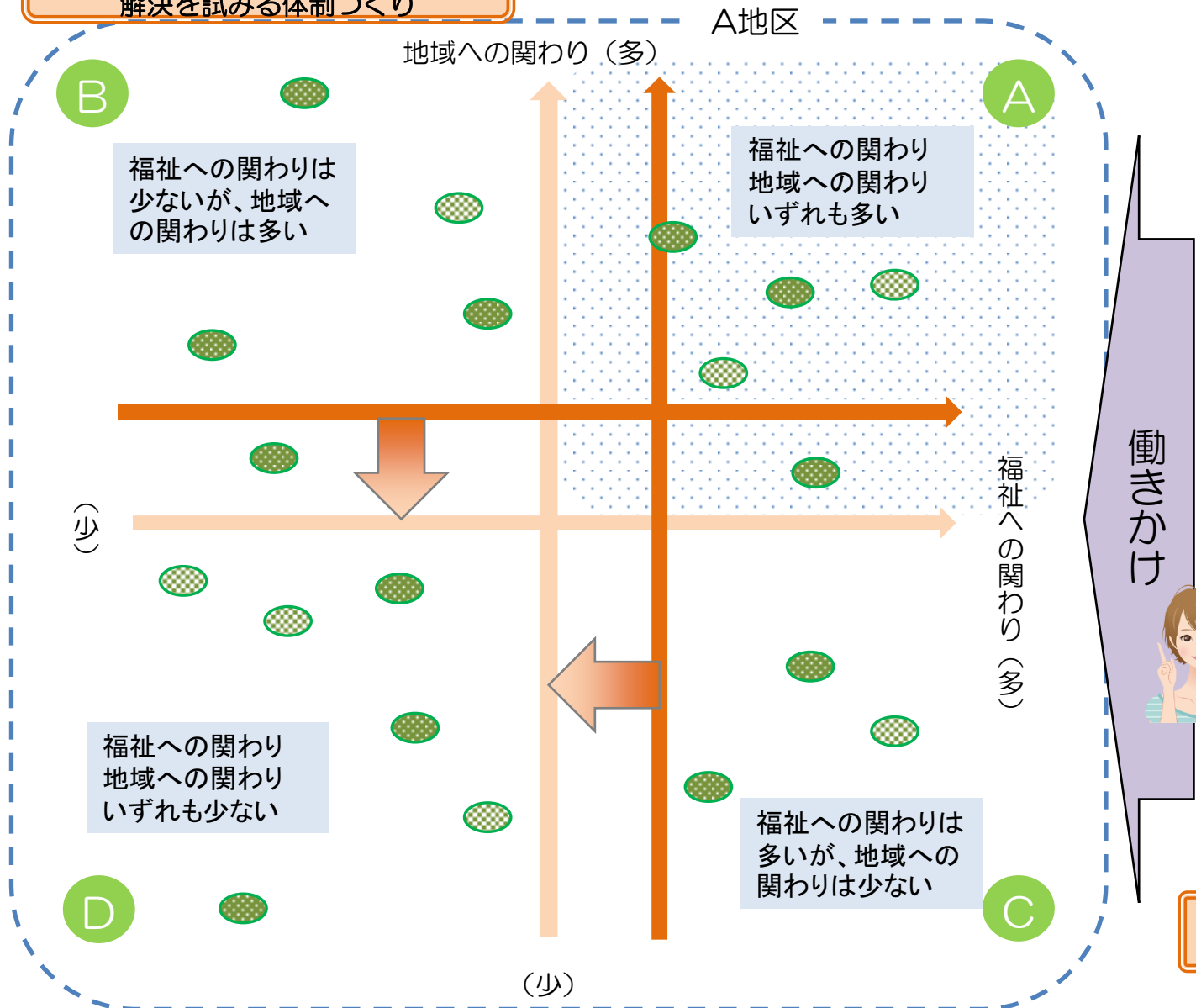
- 以下のような機能を有する場が住民に身近な地域に必要なのではない。
- ・ 高齢・障害・子育て・生活困窮・孤立・孤独・健康・就労など、その人や家庭が持つ相談ごとを何でも受け止める
- ・ 自ら窓口足を運ばなくても問題を把握してくれる
- ・ 制度を活用するだけでなく、「制度のはざま」の課題に対しても、地域住民や地域の様々な資源と協働して、課題の解決を図ることができる
- ・ 個々人に対する支援が地域の課題解決の経験として蓄積され、同じ課題を持つ人を支えられる地域づくりに還元される
- ・ 地域全体を見る視野を持ち、他分野と協働して地域づくりにもつなげていく
- このような機能を誰が担うか。求められる資質は何か。
- このような機能を支えるためには、各分野の相談支援機関が連携して対応する包括的な相談支援体制が必要なのではない。
- ☆ 生活支援コーディネーターとの関係に留意が必要

【論点4】多機関の協働による包括的支援体制をどのように作っていくか。

- 多機関が協働する必要性、協働するために必要となること
- 協働の中心となる役割をいずれの機関が担うか。
- 自治体の組織体制としても、高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野が連携できる体制を作っていく必要があるのではない。

「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」 (議論のための試みのイメージ)

住民が主体的に地域課題を把握して
解決を試みる体制づくり



- 「住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくり」のためには、「地域への関わり」「福祉への関わり」のいずれも多い領域（A）を増やしていくことが必要ではないか。
- その際、（B）領域、（C）領域、（D）領域それぞれの共感を得る働きかけをしていく必要ではないか。

《例》

- (B)：企業や経済団体、まちづくりを目的とした団体などへの働きかけ。
- (C)：福祉サービスを利用する「受け手」を「支え手」にする取組み。
- (D)：ひとり暮らしや、結婚や子育てを機に転入してきた者への働きかけ。社会的孤立状態にある者への居場所や就労の機会の創出。

住民が主体的に地域課題を把握して解決
を試みる体制づくりを支援する